

大和市告示第59号

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱及び大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱及び大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部を改正する要綱の一部を改正する要綱
(大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱の一部改正)

第1条 大和市介護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱（平成29年大和市告示第74号）の一部を次のように改正する。

別記第1号ア中「1, 172単位」を「1, 176単位」に改め、同号イ中「2, 342単位」を「2, 349単位」に改め、同号ウ中「3, 715単位」を「3, 727単位」に改め、同別記第2号ア中「973単位」を「976単位」に改め、同号イ中「1, 944単位」を「1, 950単位」に、同号ウ中「3, 083単位」を「3, 093単位」に改め、同別記第3号ア中「1, 655単位」を「1, 672単位」に改め、同号イ中「3, 393単位」を「3, 428単位」に改め、同号中スをタとし、シをソとし、同号サを次のように改め、同号サを同号スとする。

サ 口腔・栄養スクリーニング加算

(ア) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ） 20単位

(イ) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ） 5単位

別記第3号スの次に次のように加える。

セ 科学的介護推進体制加算 40単位

別記第3号コ中「200単位（運動器機能向上加算を算定している場合は、100単位）」を削り、同号コに次のように加え、同号コを同号シとする。

(ア) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位

(イ) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位

別記第3号ケ(ア)から(ウ)までを次のように改め、同号ケを同号サとする。

(ア) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）

a 対象者が要支援1又は事業対象者のとき 88単位

b 対象者が要支援2のとき 176単位

(イ) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）

a 対象者が要支援1又は事業対象者のとき 72単位

b 対象者が要支援2のとき 144単位

(ウ) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）

a 対象者が要支援1又は事業対象者のとき 24単位

b 対象者が要支援2のとき 48単位

別記第3号中クをコとし、キをケとし、同号カ中「150単位」を削り、同号カに次のように加え、同号カを同号クとする。

(ア) 口腔機能向上加算（Ⅰ） 150単位

(イ) 口腔機能向上加算（Ⅱ） 160単位

別記第3号オ中「150単位」を「200単位」に改め、同号オを同号キとし、同号エの次に次のように加える。

オ 若年性認知症利用者受入加算 240単位

カ 栄養アセスメント加算 50単位

（大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱の一部改正）

第2条 大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱（平成29年大和市告示第75号）の一部を次のように改正する。

別表中

介護予防ケアマネジメントA	431単位
介護予防ケアマネジメントB	431単位

を

「

介護予防ケアマネジメント	438単位
--------------	-------

に、「介護予防

小規模多機能型居宅介護事業所連携加算」を「委託連携加算」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の日から令和3年9月30日までの間、第1条の規定による改正後の大和市介

護予防・日常生活支援総合事業の第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準等を定める要綱別記第1号アからウまで、同別記第2号アからウまで並びに同別記第3号ア及びイ並びに第2条の規定による改正後の大和市介護予防ケアマネジメント（第1号介護予防支援事業）実施要綱別表（介護予防ケアマネジメントの項に限る。）の規定の適用については、「単位」とあるのは「単位の1000分の1001に相当する単位」とする。